

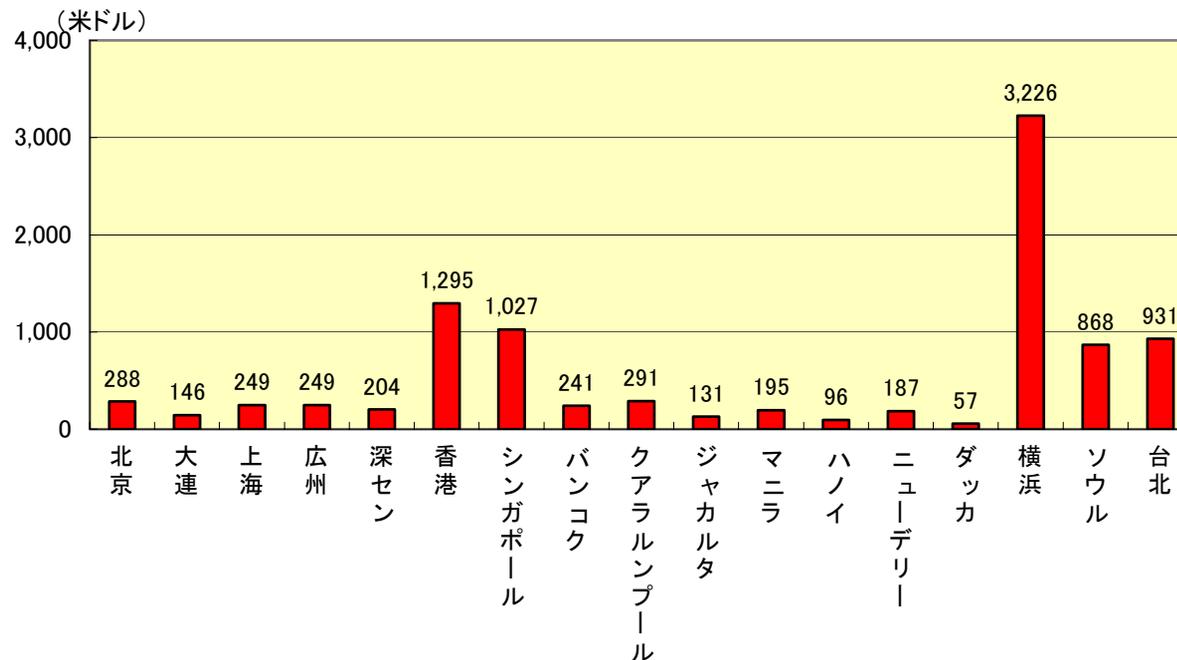
## 「アジア各国の賃金比較(2009年1月)」

三菱東京UFJ銀行  
国際企画部CIBグループ

世界的な経済減速が続く中、これまで日本国内で高付加価値型の製品生産を続けていた企業においても、生産コスト見直しのため、生産の一部について海外シフトを検討するといった動きが出ております。その際には、各国の人件費がどの程度か、どのような投資インセンティブがあるかといった点を検討のポイントとされる企業が多いようです。特に日系製造業では、一般工の賃金水準に着目する企業も多くなっています。

そこで、アジア各国の賃金動向について、一般工、エンジニア、中間管理層の月額賃金と、最低賃金の動向を以下の通りまとめました。

【アジア各国の一般工の米ドル建て月額賃金の比較】



## 1. 月額賃金の比較

JETRO発表の「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2009年1月)」から製造業の一般工、エンジニア、マネージャーの賃金水準を比較したものが「表1」、「表2」、「表3」です。

各国の賃金は米ドル建で比較しています。従って相対的な賃金水準は、(1)現地通貨建の賃金の上昇、(2)現地通貨の対ドルレートの推移、の2つの要因で左右されます。また、企業サイドの支払人件費としては、この他に社会保障費の負担率なども考慮する必要があります。

表1. 製造業：一般工の月額賃金の比較

	中国						シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	北京	大連	上海	広州	深セン	香港(※)	シンガポール	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ニューデリー	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	288	146	249	249	204	1,295	1,027	241	291	131	195	96	187	57	3,226	868	931
日本(100)との比較	8.9	4.5	7.7	7.7	6.3	40.1	31.8	7.5	9.0	4.1	6.0	3.0	5.8	1.8	100.0	26.9	28.8

表2. 製造業：エンジニア（中堅技術者）の月額賃金の比較

	中国						シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	北京	大連	上海	広州	深セン	香港(※)	シンガポール	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ニューデリー	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	878	335	610	558	486	2,093	1,892	577	759	257	315	270	460	182	4,605	1,609	1,164
日本(100)との比較	19.1	7.3	13.2	12.1	10.6	45.4	41.1	12.5	16.5	5.6	6.8	5.9	10.0	4.0	100.0	34.9	25.3

表3. 製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較

	中国						シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	北京	大連	上海	広州	深セン	香港(※)	シンガポール	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ニューデリー	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	1,091	595	967	1,095	1,158	3,237	3,139	1,391	1,500	706	850	798	1,022	463	6,273	2,313	1,787
日本(100)との比較	17.4	9.5	15.4	17.5	18.5	51.6	50.0	22.2	23.9	11.2	13.6	12.7	16.3	7.4	100.0	36.9	28.5

注1. 「日本(=100)との比較」は日本(横浜)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

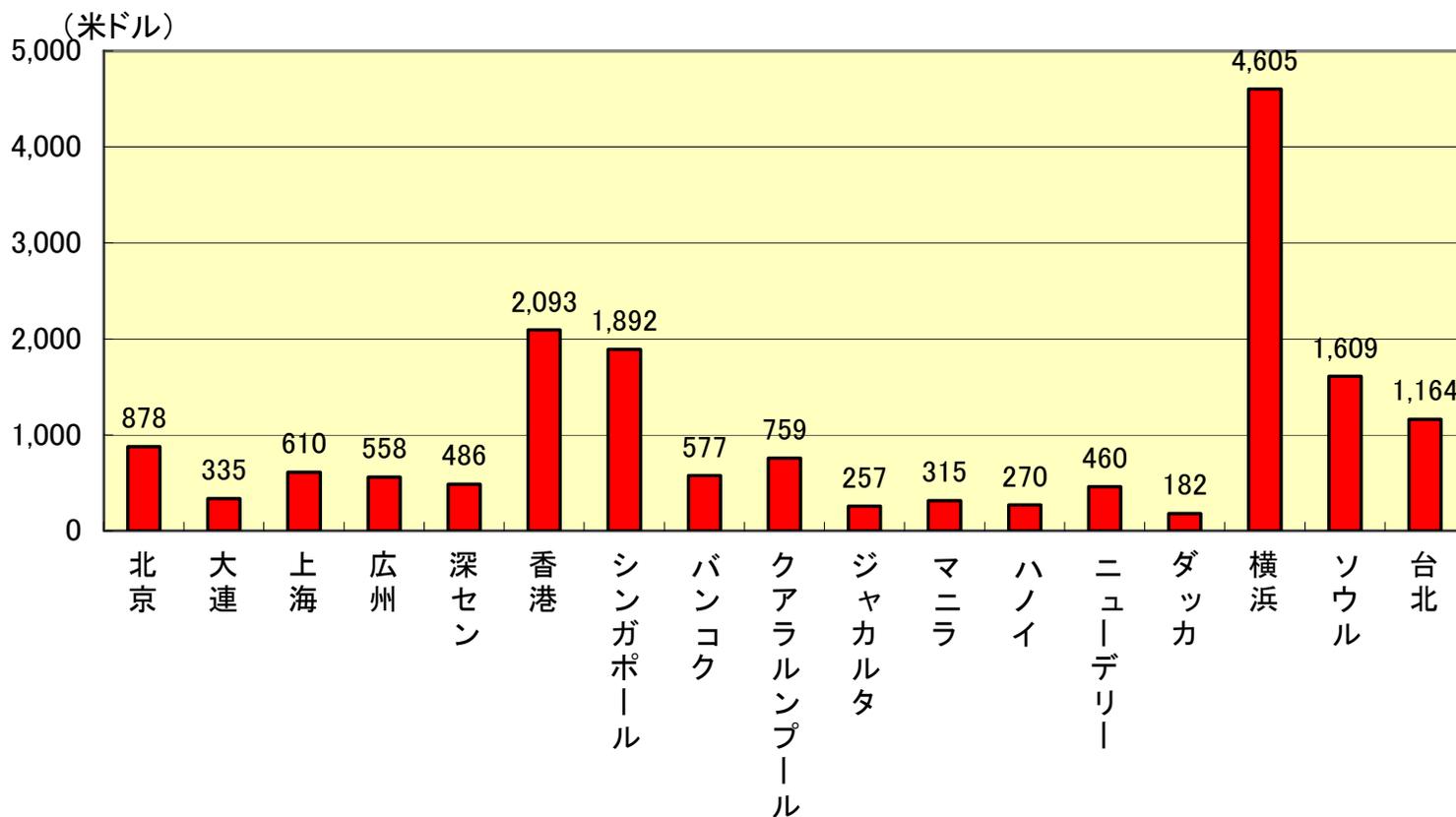
注2. 月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。

※香港特別行政区

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2009年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

## 2. エンジニア(中堅技術者)の各国賃金比較(グラフ)

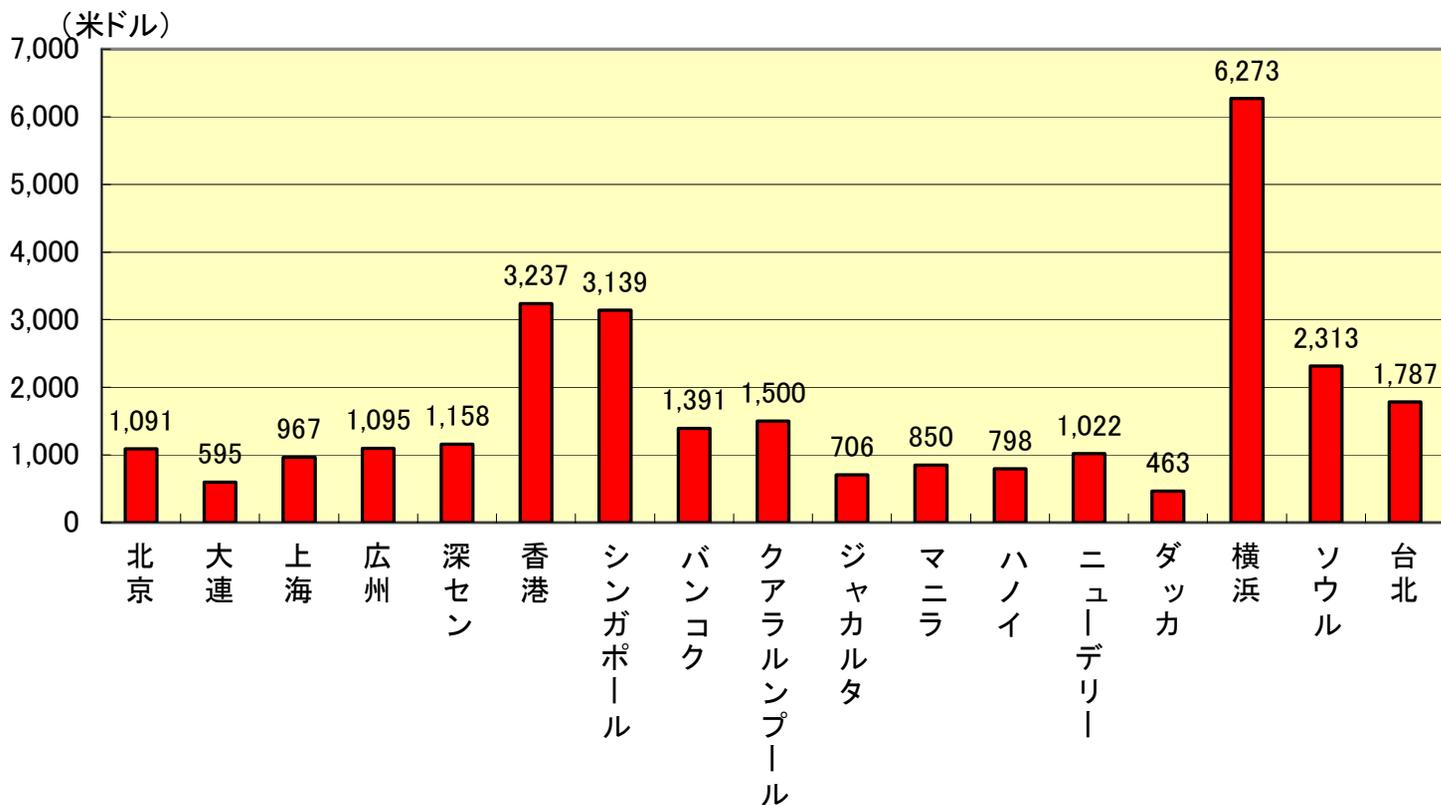
【アジア各国のエンジニア(中堅技術者)の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2009年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

### 3. マネージャー(製造業)の各国賃金比較(グラフ)

【アジア各国のマネージャー(製造業)の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2009年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

4. 主要国の法定最低賃金動向 ……一般工の賃金水準を見ると、法定最低賃金の上昇率も、比較の判断材料になると考えられます。

【主要国の月額法定最低賃金】

インドネシア	実額(ルピア)		前年比上昇率(%)	米ドル換算(US\$)	
	2008年	2009年	2009年	2008年	2009年
ジャカルタ特別区	972,605	1,069,865	10.0	100	92
スラバヤ市	805,500	948,500	17.8	83	82
スマラン市	715,700	838,500	17.2	74	72
バタム島:軽工業正社員	960,000	1,045,000	8.9	99	90

タイ	実額(バーツ)		前年比上昇率(%)	米ドル換算(US\$)	
	2007年	2008年	2008年	2007年	2008年
バンコク	4,775	5,075	6.3	145	154

ベトナム	実額(ドン)		前年比上昇率(%)	米ドル換算(US\$)	
	2008年	2009年	2009年	2008年	2009年
エリア1: ハノイ、ホーチミンの都市部	1,000,000	1,200,000	20.0	61	68
エリア2: ハノイ、ホーチミンの都市部の外側	900,000	1,080,000	20.0	55	61
エリア3:	800,000	950,000	18.8	49	54

中国	実額(人民元)		前年比上昇率(%)	米ドル換算(US\$)	
	2007年	2008年	2008年	2008年	2009年
上海(市内)	840	960	14.3	121	141
深セン(特区内)	850	1,000	17.6	123	146
深セン(特区外)	750	900	20.0	108	132

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行CIBグループ作成

※為替レートは1ドル当たり、2008年9,685ルピア、33バーツ、16,493ドン、6.93元、2009年11,600ルピア、17,600ドン、6.83元と仮定。

※バンコクの最低賃金は、2008年6月に日額203バーツとなっている。上記実額は月25日稼働と考えて月額に換算したもので6月の値を記載した。上昇率は6月までの17ヵ月分を年率換算して算出。

※ベトナムのエリアの範囲は2009年1月に見直されている。

※上海の最低賃金は2008年4月1日から960元に引き上げられている。

※深センの最低賃金は2008年7月1日から引き上げられている。

## 5. オーストラリアの平均月間賃金推移

オーストラリアの賃金データは、平均週間賃金を4倍したのを月間賃金と計算して以下のように算出してみました。オーストラリアについては、ASEAN諸国のような一般工という区分ではなく、全ての職種の平均の値です。

	2003.11	2004.11	2005.11	2006.11	2007.11	2008.11
平均週間総賃金(A\$) (a)	980.8	1,019.5	1,069.7	1,098.5	1,155.8	1,216.8
前年比上昇率(%)	8.9	3.9	4.9	2.7	5.2	5.3
同米ドル建て賃金 (b)	710.7	738.8	791.2	865.0	1022.8	795.3
平均月間総賃金(A\$): (a) × 4	3,923	4,078	4,279	4,394	4,623	4,867
平均月間総賃金(米ドル換算): (b) × 4	2,843	2,955	3,165	3,460	4,091	3,181
米ドル建て賃金上昇率(%)	-	3.9	7.1	9.3	18.3	-22.2
米ドル換算レート(豪ドル/ドル)	1.38	1.38	1.35	1.27	1.13	1.53

(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※Average Weekly Earning: Adult: Full Time

本レポートに関するお問い合わせ先:

三菱東京UFJ銀行

国際企画部 CIBグループ 北村広明

E-mail: hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

TEL:(東京)03-3240-7864

本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。